

良質堆肥広域流通促進事業実施要領

第1条 趣旨

畜産農家において良質な堆肥や液肥を生産し、利用促進を図ることが大きな課題となっている。しかしながら近年、畜産経営の大規模化や家畜排せつ物処理施設の老朽化が進んでおり、堆肥や液肥の品質低下が懸念されている。そこで、家畜排せつ物処理施設の増設、補改修等を支援することで、畜産農家における家畜排せつ物の適正な処理と良質な堆肥等の生産を促進する。また、畜産農家と耕種農家の連携強化に加え、霞ヶ浦及び涸沼流域で生産される良質な堆肥や液肥（以下「堆肥等」という。）の流域外農地での利用や流域内農地での化学肥料代替としての利用を促進することにより、資源循環型農業を推進するとともに、畜産業からの霞ヶ浦及び涸沼への負荷を削減する。

第2条 事業の種類及び内容

本事業の種類は次のとおりとし、事業種目ごとの補助対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

1 家畜排せつ物処理施設等への整備補助

次の（１）、（２）の家畜排せつ物処理施設の増設・補改修並びにそれに付帯する施設稼働に必要な機械の導入に対する助成。（ただし、シート貯留槽等簡易的な施設は除き、飼養衛生管理基準の遵守に必要な防鳥ネットを含む。（ただし、本事業による整備施設に付帯するものに限る。）また、機械の導入にあたっては、施設据え付けのものに限る。）

なお、ここでいう増設とは、家畜排せつ物の適正な処理や保管のため、施設の容積や面積を増加させるための施設の建設及びそれに伴う機械の設置とし、補改修とは、老朽化や破損した施設の修繕及び処理能力向上のための施設の修繕とする。

（１） 汚水処理施設

（２） 堆肥処理施設

2 堆肥の広域流通の推進

（１） 堆肥等利用集団（以下「利用集団」という。）の組織化支援

ア 堆肥利用促進協議会の設置・運営

堆肥センター、関係機関及び関係団体で構成

イ 堆肥コーディネーターの設置

堆肥利用促進協議会に堆肥コーディネーターを設置するものとする。堆肥コーディネーターは、堆肥等マッチング部会を運営し、農林事務所、市町村等と連携し、第2条第2項第1号で規定する内容を実施する。また、利用集団の

組織化を推進するとともに、堆肥等に関する情報提供・仲介実績について、堆肥等コーディネート記録表（別添5）により記録するものとする。

ウ 堆肥等マッチング部会の設置

堆肥利用促進協議会に堆肥等マッチング部会を設置し、畜産農家と耕種農家のマッチングを推進することで、堆肥等の農地利用を図る。

エ 良質堆肥等の生産・利用技術等の普及指導

オ 農家向け生産利用講習会の開催

カ 堆肥等需要調査の実施

キ 特殊肥料届出の推進

ク 「茨城たい肥ナビ！」の管理運用

(2) 利用集団の取組支援

ア 堆肥等利用実証ほの設置

イ 堆肥等利用実証ほへの堆肥等輸送

ウ 堆肥等散布機の導入

第3条 事業実施主体

- 1 第2条第1項の事業実施主体は、霞ヶ浦及び涸沼流域の畜産農家、またはこの地域の液肥等の有効利用に取り組む集団等とする。
- 2 第2条第2項第1号の事業実施主体は公益社団法人茨城県畜産協会（以下「畜産協会」という。）とし、同条同項第2号の事業実施主体は霞ヶ浦及び涸沼流域の畜産農家と耕種農家からなる堆肥等利用集団とする。

第4条 事業の要件等

第2条第1項、第2項第2号の事業実施の要件は別表2に示すものに適合することとする。

第5条 事業の実施

1 家畜排せつ物処理施設等への整備補助

- (1) 事業実施主体が、第2条第1項の事業を実施しようとするときは事業実施計画承認申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（別記様式第1号）を添付し、農林事務所長（以下、「所長」という。）に提出するものとする。
- (2) 所長は、事業実施主体から提出された事業実施計画について十分審査を行うとともに事業実施計画が適正であると判断するときは、承認するものとする。

なお、所長は、承認した事業計画に係る一連の書類の写しを知事に提出するものとする。

2 堆肥の広域流通の推進

(1) 計画承認申請

畜産協会は、第2条第1項の事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（別記様式第2号）を添付し、知事に提出し、承認を受けるものとする。

第2条第2項第2号の事業により支援を受けようとする利用集団は、堆肥等利用供給協定に基づき堆肥等を利用する実証ほを設置し、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（別記様式第1号）その他必要な書類を添付し、所長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、所長は、承認した事業計画に係る一連の書類の写しを知事に提出するものとする。

第6条 事業の着工

第2条第1項及び第2項第2号の事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に事業の着工等を行う場合は、事業実施主体は、その理由を明記した交付決定前着工届を所長に提出するものとする。

2 第1項のただし書きにより交付決定前に着工する場合にあっては、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が明確になってから着工するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。

3 所長は、本条第1項に基づき提出された交付決定前着工届の写しを知事に提出するものとする。

第7条 計画の変更

事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次に定める変更を行う場合には、事業実施計画変更承認申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けるものとする。

1 家畜排せつ物処理施設等への整備補助

- (1) 事業の中止及び事業実施主体の変更
- (2) 施工箇所又は設置場所の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減
- (4) 補助金額の増又は30%を超える減

2 堆肥の広域流通の推進

ア 利用集団の組織化支援

- (1) 事業種目の廃止及び事業種目ごとに事業費の30%を超える増減

(2) 補助金額の増又は30%を超える減

イ 利用集団の取組支援

(1) 事業の中止及び堆肥等利用集団の構成員の変更

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金額の増又は30%を超える減

第8条 実績報告

事業実施主体は、令和7年度茨城県畜産関係事業費補助金交付要項第11条第1項の規定に基づき実績報告書を所長へ提出する。なお、第2条第2項第2号の事業にあつては、堆肥等散布実績報告書（別記様式第3号）を添付するものとする。また、所長は実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

第9条 助成

県は、予算の範囲内において、別表1に定める事業に要する経費に対して、補助するものとする。

第10条 実施状況報告

事業実施主体は、事業完了年度の翌年度から第2条第1項の事業においては5年間、同条第2項第2号の事業においては3年間、毎年度、当該年度における事業の実施状況報告書（様式第4号）を作成し、翌年度の6月末日までに所長に報告するものとする。

なお、所長は提出された書類の写しを報告した月の翌月の末日までに知事に報告するものとする。

第11条 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主名を表示するものとする。

第12条 関係機関

畜産センター、農業総合センター等の関係機関は、事業を円滑に推進するため、別添1、2の推進体制により支援するものとする。

第13条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定めるものとする。

付則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。